

大和市告示第195号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定める。

令和7年11月20日

大和市長 古谷田 力

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1休日保育事業費の項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した」を「本市に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」に改め、「超えて保育士」の次に「、地域限定保育士」を加える。

(大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1、1の項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第6項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した」を「本市に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。